

洪水時の避難確保計画

(津波・内水・高潮についてもこの計画に準ずる)

社会福祉法人 大川市福祉会
木の香園児童支援センター

2018年 3月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、社会福祉法人 大川市福祉会 木の香園児童支援センターに勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数(利用希望者数で増減あり)			
昼間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間	休日	休日
20名	8名	25名	12名

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

次ページ参照

施設所在地	大川市中古賀379番地
避難場所	大川市中古賀198番地

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大川市に洪水注意報発表 ➤ 筑後川水系佐賀江川(蒲田津外地点)氾濫注意情報発表 	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	児発管及び正規職員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大川市に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 大川市に洪水警報発表 ➤ 筑後川水系佐賀江川(蒲田津外地点)氾濫警戒情報発表 	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	児発管、正規職員 正規職員 児発管、正規職員 児発管、正規職員 正規職員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大川市地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➤ 筑後川水系佐賀江川(蒲田津外地点)氾濫危険情報発表 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	正規職員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

※対応職員は出勤シフトによって変動する。原則、出勤している全職員で対応する。

※避難誘導のルート決定や安全確認は児発管、正規職員による目視で事前確認する。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	災害情報メール テレビ・ラジオ インターネット ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報 水位到達情報 水位情報	災害情報メール インターネット ▶ 「川の防災情報」の筑後川水系佐賀江川の水位到達情報発表状況 ▶ 「川の防災情報」の筑後川水系佐賀江川の水位観測所の水位 ▶ 国土交通省 川の防災情報 (http://www.river.go.jp) ▶ 気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線・災害情報メール テレビ ラジオ インターネット ▶ 大川市のサイト (http://www.city.okawa.lg.jp)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、口頭、電話・内線やスマホアプリを用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 避難が必要な場合「利用者一覧」に基づき、保護者に対し(避難場所)へ避難する旨を連絡する。児童引き渡し開始については、追って別途連絡することも伝える。
- ③ 避難開始時、大川市役所 地域支援課 防災安全係へ避難開始の連絡を行う。
- ④ 避難完了後、保護者及び大川市役所 地域支援課 防災安全係へ避難完了安否確認の報告を行う。
- ⑤ 連絡が取れない保護者には災害伝言ダイヤルを利用する。
保護者に対し、災害時の避難方法や連絡方法(災害伝言ダイヤル171)等をホームページ等を通じ、周知しておく。
大川市福祉会HP (<http://kinokaen.web.fc2.com/>)

市町村への連絡先は以下とする。

地域支援課 防災安全係 0944-85-5605

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、障害特性上、避難場所への避難に適応できない児童の避難を想定し、屋内安全確保（当施設2階）を優先する。その場合に備え、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

洪水の場合	名称	移動距離	移動手段
避難場所	三又小学校	70m	徒歩
屋内安全確保	施設の2階		徒歩 別途下記記載

津波の場合	名称	移動距離	移動手段
避難場所	三又コミュニティセンター	90m	徒歩
室内安全確保	施設の2階		

※大川市洪水ハザードマップによる浸水想定水深
1.0m～2.0m未満の地域である。

※当施設の構造について

当施設は、JA福岡大城 三又支所として建築された建物を使用している。
鉄骨造2階建、2階FL4700mmとなっている。（別紙 構造断面図添付）
2階東面に設置されている窓が2階FLより高さ1000mmに位置しているため
当施設GLより5700mmまでの浸水水深であれば、建物より脱出可能である。

※施設2階への移動手段について

1階相談室より、階段へ移動する。（別紙添付 1階平面図にルート記載）
車椅子での移動が必要な児童は最低3名の職員が対応。
歩行に配慮が必要な児童に対しても、身体状況に応じて1～2名の職員で対応する。

※避難所への移動について

児童の障害特性に応じ、少数での対応や車での移動等を考慮する。

※避難が長期にわたる場合、福祉避難所への移動を関係各所と協議する。
大川市指定福祉避難所リストを添付する。

※津波について

ハザードマップ上、被災地域ではないため、津波に留意しつつ、大川市福祉
三又事業所 防災計画に従い行動する。（別紙添付）

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ2台、タブレット端末1台、FAX1台 乾電池50個、電池式モバイル充電器2台
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿（紙媒体・クラウド保存）、懐中電灯2台、乾電池50個、ライフジャケット2着、救助用ロープ20m
避難生活 備蓄品	飲料水3日分、食糧3日分、寝具2人分 自家発電機及び燃料用ガソリン
利用者	おやつ30個、毛布10枚
そのほか	ウエットティッシュ100枚、ゴミ袋10枚、タオル5枚

浸水を防ぐための対策

対策が考慮されていない為、このような状況になる前に避難を開始する。

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

年に1回、全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年6月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■備品チェック

毎年11月備蓄品のチェックを行い補充、交換等を行う。

家庭等で不要となった毛布やタオルなど、避難生活に必要なと思われる備品を募集する。